

可児市内の小規模事業者の皆様へ

## 国又は県による持続化補助金の上乗せ補助を行います

可児市は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた小規模事業者を対象に、国又は県による、新たな販路開拓等の投資を後押しする「持続化補助金」の上乗せ補助を行います。

### 対象者

中小企業基本法に定める小規模企業者(※1)で市内に主たる事業所を有し、令和5年4月1日以降に次のいずれかの補助金(※2、3)の交付決定を受けた事業者。ただし、市税及び市各種納付金の滞納が無いこと。

(1)小規模事業者持続化補助金<一般型>(第12回公募～)

(2)原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)<新たなチャレンジ>

※1 常時使用する従業員の数が概ね20人(商業、サービス業については5人)以下の事業者をいいます

※2 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に到来する受付締切分に申請し交付決定されたものとします

※3 当該交付を受けた補助金の過半が、市内に所在する事業所において使用されていると確認できるものとします

### 補助額

上記補助金の補助対象経費から補助金額を控除した後、なお残る自己負担分の2分の1以内の額(上限250,000円、千円未満の端数切り捨て)

### 申請方法

令和5年度予算 可児市小規模事業者ステップアップサポート補助金交付申請書に次の書類を添付し、下記提出先に提出してください。

【添付書類】

- ・国又は県規定の交付決定通知書類の写し
- ・国又は県規定の実績報告書類(収支実績が明記されたもの)の写し
- ・国又は県規定の補助額の交付確定額を確認できる書類の写し

### 注意事項

- ・申請書の審査にあたり、上記添付書類に加えて追加資料の提出を求められることがあります。
- ・申請書の審査にあたり、市が有する住民登録等の情報及び市税・市諸納付金を完納していることの確認をさせていただきます(申請時に同意をいただきます)。

【お問合せ・提出先】〒509-0292 可児市広見1丁目1番地

可児市 経済交流部 産業振興課 TEL: 0574-62-1111(内線 2345・2346)